

平成19年度 第19回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成20年3月27日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター会議室

第19回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成20年3月27日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

1 教育委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

4 協議事項

5 議案審議

議案第37号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第38号 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について[追加議案]

議案第39号 青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について[追加議案]

議案第40号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について[追加議案]

議案第41号 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について[追加議案]

議案第42号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について[追加議案]

議案第43号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について[追加議案]

議案第44号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について[追加議案]

6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

1 議会報告

2 通学路等における交通安全指導報償金交付要綱の廃止について（総務課）

3 雇用対策法の改正に伴う募集・採用時の年齢制限の廃止について（中央図書館管理課）

4 青梅市立学校施設のあり方検討委員会検討報告について（施設課）

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）

イ 社会教育委員会会議録（社会教育課）

ウ 青梅市美術館運営委員会会議録（美術館管理課）

- エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（体育課）
- オ 青梅市民会館運営審議会会議録（青梅市民センター）
- カ 市民センター運営委員会会議録

(2) 事業等実施結果

- ア 第6回親子ふれあい綱引き大会の実施結果について（社会教育課）
 - イ 第42回青梅マラソン大会の実施結果について（体育課）
 - ウ 第27回青梅市ファミリーゴルフ大会の実施結果について（体育課）
- 6 学校体育施設等の使用料有料化について（答申）[追加報告]

協議事項（再掲）

- 1 平成20年度青梅市教育委員会施策の概要について（総務課）
- 2 青梅市教育委員会公印規則の一部改正について（総務課）
- 3 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（総務課）
- 4 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について（総務課）
- 5 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について（指導室）
- 6 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備について（総務課）
- 7 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について（指導室）
- 8 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について（総務課）
- 9 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備について（総務課）
- 10 青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱の制定について（教育指導担当）
- 11 青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の制定について（学校給食センター）
- 12 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 13 青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について（学校給食センター）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋	仁
	教育委員会委員	小野	具彦
	教育委員会委員	松永	勇
	教育委員会委員	阿部	郁子
	教育委員会委員	畑中	茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中	茂雄
	学校教育部長	山崎	雄一
	社会教育部長	新井	光昭
	総務課長	清水	宏
	施設課長	大越	久雄
	指導室長	宇田	剛
	教育指導担当主幹	船山	徹
	特別支援教育担当主幹	遠藤	由典
	給食センター所長	市川	民夫
	社会教育課長	山下	正義
	郷土博物館管理課長	久保田	正寿
	中央図書館管理課長	上岡	高史
	体育課長	地引	静雄
	青梅市民センター所長	栗原	博
	長淵市民センター所長	福田	政倫
	大門市民センター所長	加藤	研
	梅郷市民センター所長	高橋	昇
	沢井市民センター所長	市川	芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原	秀二
	成木市民センター所長	池田	英喜
東青梅市民センター所長	大場	護勝	
新町市民センター所長	中倉	伸明	
河辺市民センター所長	大谷	宣雄	
今井市民センター所長	英	光一	
書記	総務課庶務係長	永沢	雅文
	総務課庶務係	太田	進也

開会前あいさつ

【委員長】 開会に先立ちましてごあいさついたします。

今年度最後の教育委員会ということになりました。開会の前に学校教育部長から今年度で退職される 4 名の方をご紹介いただきました。本当にありがとうございました。心から感謝しております。

それから、組織の改編に伴いまして、センター所長が、市長部局の方に今後移られるということで、このように人数の多い教育委員会は今日が最後になるわけで、寂しい限りですが、これまで教育行政のためにご尽力いただきましたことを、まず教育委員会として心から感謝したいと思います。

また、市長部局に移ってからも事業等におきましては、教育委員会と大変密接な関係があるところでございますので、この縁を切らずに、またどうぞ我々と一緒に地域の社会教育の振興のために頑張っていきたい、連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成 19 年度第 19 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、松永委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、11月26日の第13回定例会会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第13回定例会の会議録については、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第14回定例会、第15回定例会および第16回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、先般、卒業式がございまして、各委員、卒業式に参加いたしました。そのときのご感想をお願いします。

【委員】 私は、東小・中学校の卒業式に参列させていただきました。市内のほかの学校とは違った雰囲気の中で行われるわけですがけれども、原籍校の校長先生や副校長先生も多く見えられていまして、厳粛な中に晴々とした卒業式でした。やはり学校の特色でしょうか、一人一人を実にきめ細かに育てられてきていると受けとめられました。

また、第六小学校の卒業式にまいりましたけれども、六小の校長先生は今年で終わりですので、引き締まった雰囲気が味わえました。子どもたちも感無量といったところの表情でして、大変成長されたなという思いがいたしました。

【委員】 私は、中学校は第一中学校に出席をしてまいりました。整然と卒業式が挙行されておりました。同窓会が梅郷会と申しますが、梅郷会の会長が教育委員の次にごあいさつされました。同窓会長がこういう席でごあいさつするのは、たぶんほかの学校ではないような気がしましたけれども、非常に地域との連携が密なのかなという感じがありました。

校長先生が卒業証書を授与されるときに、生徒が前に来て授与されますけれども、全体で3割くらいの生徒でしょうか、先生に対して握手を求めました。目下の者が目上の者に握手を求めるというのは、いろいろご意見があるかもしれませんが、我々来賓は壇上の席に座っていますから、校長先生のすぐ近くにおりましたので、生徒の言葉が聞こえてきまして、校長先生もここで退職ですから、「校長先生、長い間ありがとうございました」と握手を求めた、感謝の気持ちがそういうことをさせているのだなというふうに考えながら、拝見しておりました。

小学校は藤橋小学校、卒業生は32名という比較的少人数の卒業式でありましたけれども、例によって子どもたちが将来の夢をはっきりした大きい声で語っておりました。やはり将来の夢も、時代をよく反映しているなと感じました。サッカー選手とか、野球選手とか、あとゲームクリエイターとか、時代を反映しているということを思いながら聞いておりました。

平成20年9月いっぱい私の任期も終わりますので、たぶん私も卒業式に出席するのはこれが最後だろうなと思いながら、そんな気持ちで拝見をしてまいりました。

【委員】 私は吹上小学校と第七中学校にまいりました。委員から今お話がありましたように、私も教育委員として卒業するという気持ちでおりまして、とても感慨深いものがございました。

毎年感じることはありませんが、子どもたちはすばらしいなと、この一言に尽きます。小学校の場合は、松永委員もおっしゃっていたように、やはり一人一人将来の夢とか、中学校に行っている抱負を壇上に立って、大勢の前できちんとした姿勢をとって大きな声で発表しておりました。その一人一人の様子を見ますと、その夢もいろいろではあっても、私たち大人は襟をたださなければならないという思いがいたしました。

子どもたちが壇上まで進んでいく、のぼる、とまる、あいさつをする、校長先生に賞状をいただくときに右・左と出す、すべて先生から教わったとおりしておりました。これは先生、教育者というのは本当に重大な仕事、そのままを子どもたちが受けとめていく事について、本当に私た

ちの責任があるということを感じました。

式典は、七中の場合、毎年だそうですが、壇上に生徒たちが描いた大きな絵といいですか、作品が飾られ、そのわきに日の丸と校旗があるというような設定ですが、あの絵が子どもたちの気持ちをとて前向きに、また思い出深いものになっているのだろうなと感じました。

以上でございます。

【教育長】 私は、議会がありまして、22日(土)に行われました東小学校・中学校の卒業式に参加をさせていただきました。

東小・中学校は特別な形の学校ですので、答辞がやはり、心が変わっていく、そういうことを淡々と述べられて、非常に胸を打つものがありました。いつまでもそういった気持ちでこれから社会に出ていていただきたいなと感じました。

以上です。

【委員長】 私は、第六中学校と第二小学校に伺いました。六中は30名ちょっとの卒業生で、二小は5クラスですから、大変小規模校と大規模校の卒業式を今年は同時にうかがうことができました。人数の少ないところ、多いところ、それなりに立派に卒業式が行われたと思います。ですから、私の感想は、小規模校は小規模校のいい教育ができるし、大規模校は大規模校なりのいい教育ができる。決して、人数が少ないから多いからということだけの問題ではないのではないかと、そういう強い感じを持ちました。いずれにしろ、卒業式は大変立派に問題なく行われましたので、感心しました。

以上です。

【委員】 特色ある卒業式ということでは、第六小学校の子どもたちがやはり壇上で抱負を述べておりましたけれども、その中の3分の1から半分近く、手話を交えて抱負を述べておりました。これは、身につけたものをそういったところで使うということと、これから先もそれをどこかで活用してもらいたいなという気持ちでうかがわせてもらいました。

【委員長】 以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 それでは、教育長報告にまいります。報告事項1、議会報告の説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、報告資料1でございますが、平成20年第1回青梅市議会(定例会)報告(その1)につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この定例会の会期でございますが、20年2月26日(火)から昨日、3月26日(水)までの30日間でございます。

2月26日の本会議では、まず市長の施政方針演説がございまして、その後、議案40件、請願1件および陳情3件の審議が行われたところでございます。そのうち、委員会付託案件といた

しましては、議案31件、請願1件および陳情3件となったところでございまして、それ以外の議案につきましては同日に原案どおり可決してございます。

なお、市長の施政方針の内容につきましては、資料1として添付させていただいてございますので、恐縮でございますが、後ほどご覧をいただければと存じます。

次に、2月28日でございますが、総務文教委員会が開催されまして、継続審査となっております「陳情19第10号津雲邸取得について」の審議が行われたところでございます。この案件につきましては、後ほど社会教育部長からご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、3月5日の本会議で議案2件が追加され、いずれも委員会付託となったところでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。一般質問でございますけれども、3月5日から7日までの3日間にわたりまして、全体では19人の議員から質疑があったところでございます。そのうち、教育委員会関係では、学校教育部で6人、社会教育部で1人の議員から質疑をいただきました。

初めに、学校教育部関連につきまして、主な内容を報告させていただきます。

まず、木下議員から、2008年度の教育方針を教育委員長に問うとの質問がございました。教育委員長から、資料2に添付してございますけれども、答弁をいただいたところでございます。買手屋委員長におかれましては、大変お忙しいところ、お疲れさまでございました。

次に、2回目の質問では、基本方針5の「市民の教育参加」と、教員の資質向上について質問がありました。教育長から、市民の教育参加では、学校評価検討委員会を発足させ、保護者・地域からの学校評価のあり方を検討していく。また、教員の資質向上では、都と連携を図りながら、教員研修を充実させていくなど、記載のとおり答弁をしていただいたところでございます。

次に、ひだ議員から、市立中学校の越境入学の適正化について、越境距離通学の小学生への通学費補助等について、および給食の食器についての3項目につきまして質問をいただきました。教育長から、市立中学校の越境入学の適正化については、小・中学校への就学は、学校教育法施行令の規定についての内容を答弁していただいたところでございます。その他につきましては、記載のとおり答弁でございます。続いて、教育委員長から、教育委員会としては関係法令等に沿い、適切な進学が行われることが必要であるとの答弁をしていただいたところでございます。次に、遠距離通学の小学生への通学費補助金では、教育長から青梅市補助金等交付規則を準拠し、青梅市遠距離通学児童通学費補助金取扱基準を制定して執行している。また給食の食器の見直しでは、平成12年にランチ皿の形の変更と、汁わんをアルマイト製からポリプロピレン製に改善した。一方、報告書の中では、施設・設備の改善も必要であるとの報告がなされている。そのため現在まで財政的状況も考慮しつつ、給食用食器改善を前提とした施設・設備の整備を最優先に取り組んでいるなど答弁したほか、2回目以降の質問では、給食用食器改善について、記載のとおり答弁をしたところでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと存じます。相川議員からでございますが、学校給食で今後改善すべき点や目指すべき方向性について、学校給食用物資納入基準や給食喫食時間など5項目について質問をいただきました。教育長から、納入基準に定められている内容について、給食の喫食時間では各学校での工夫により改善が見られていることなど答弁したほか、2回目以降の質問では食品の放射能汚染、アレルギー対策、喫食時間、および第二小学校の改築にあわせた給食の単独校方式の検討など、記載のとおり答弁をしたところでございます。

次に、7ページでございます。こぶな議員から、学習指導要領の改訂についてと、小学校英語必修化についての2項目について質問をいただきました。教育長から、学校指導要領の改訂では、授業時間の増加は基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それを活用する学習活動や、あらゆる学習の基盤となる言語についての学習を各教科の中で実施することなどを旨としたものである。また、小学校英語必修化では、市内全小学校において英語活動が実施されている。今年度の1校当たりの平均実施時数は26時間で、中学年、高学年が多いと答弁するほか、2回目の質問では、生涯スポーツの視点に立った武道の指導などにつきまして、記載のとおり答弁をしているところでございます。

次に、9ページでございます。西村議員から、学習指導要領の改訂案で、学習指導要領は学校を縛るものではないことなど質問をいただきました。教育長から、学校は教育指導要領に示された内容に従い、関係法令を遵守し、地域や学校の実態および児童・生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、教育課程を主体的に編成していると答弁したほか、2回目以降の質問ではゆとり教育などについて記載のとおり答弁したところでございます。

次に、10ページをご覧いただきたいと存じます。野島議員から、学習指導要領の改訂について、特に伝統文化に関する教育活動や道徳教育の充実について、また特別支援教育については支援体制や副籍制度について質問をいただきました。教育長から、まず学習指導要領の改訂については、告示された学習指導要領にもとづき、その趣旨を踏まえた教育課程が編成され、適正に実施されるよう、移行措置を踏まえ順次準備を進める。伝統文化では表彰の実施に向けて準備を進めていく。また道徳教育の一層の推進に努める。次に、特別支援教育では幼稚園や保育園への巡回相談、訪問相談体制を構築していく。また、副籍制度では副籍モデル校を指定し、交流活動のあり方、特別支援学校との連携、校内体制の整備等について検討していくなど答弁をしたほか、2回目の質問では、新学習指導要領の完全実施までの取り組みについて、記載のとおり答弁をしたところでございます。

学校教育関係については以上でございます。

【社会教育部長】 それでは、報告資料の1ページにお戻りいただきたいと存じます。2月28日に開催されました総務文教委員会につきましてご報告をさせていただきます。

本件は、「陳情19第10号津雲邸取得について」でございます。本案に関しましては、昨年9月議会に陳情が提出されて以来、5回の委員会を開催しておりまして、2月28日に結論を得たところでございます。

今回の会議の内容でございますが、まず2月1日の委員会で総務文教委員会の正副委員長に一任されました、今回の陳情の中の買収を希望する建物と底地の範囲について、それらの確認事項の報告がございました。この報告を受けまして、青木委員からは、市が対象物件の範囲をどのように考えているのかという質疑がございまして、市側からは、今までの経緯から新館の建物とその敷地と認識しているとの答弁がございました。さらに青木委員から、建物と底地の範囲について各委員の共通認識を図る必要があるとの意見がございまして、その意見を受けまして委員長からは、土地と建物については一体を対象としたいとの提案がございまして、これを賛成多数で了承したところでございます。

その後、荒井委員、小山委員、結城委員および青木委員から、それぞれ記載したような理由で、趣旨には賛成するのご意見がございました。西村委員からは、現在の財政状況から賛成できないとの意見がございました。続いて山崎委員からは、趣旨には賛成したいとの動議が出されまして、これを諮りましたところ、賛成多数で趣旨採択すべきものと決したところでございます。

以上が、総務文教委員会の報告でございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。社会教育部関係の一般質問に關しましてご報告をさせていただきます。今回、社会教育部関係に關します一般質問は、鴻井議員さんお一人でございます。

質問の内容でございますが、1回目といたしまして、1点目では美術館の現状として6項目、2点目では入場者数の傾向と設備上の課題について、3点目として市民がより来場する施策として4項目について質問がございました。教育長からは、所蔵品は2179点で、取得評価額は19億9500万余となる。大型作品174点については外部倉庫を借り上げて収蔵しており、年間217万円の保管料を支出している。作品の収集は収集方針にもとづき購入・寄贈により行っており、購入に当たっては選定委員会で審査を願っている。入館者の減少は全国的なものであり、青梅市も同様な傾向であるが、今年度は特別展や親しみやすい企画により、1万人台の入館者を確保できた。設備については展示室壁面の汚れや設備の老朽化、展示ケースの不足などである。来館者をふやす方策としては、収蔵作品を最大限に活用し、より親しみやすい展示に心がけ、他の美術館との交流に努めること、コンサートは美術館にふさわしいコンサートを検討する、多摩秀作美術展は募集地域の拡大や審査員、開催期間等の見直しを図る、展示室等の活用は市民の芸術にふれる場をより多く提供していく、と答弁させていただきました。

2回目といたしまして、1点目は基金での購入点数と一番古い取得時期、2点目は収蔵品を活用した展示の方向性について、3点目は今年度の入場者数の回復理由について、4点目は展示室の利用目的を絞った貸出について、5点目は児童・生徒への教育の普及について質問がございました。教育長から、基金での購入点数は1041点で、一番古い購入は昭和61年6月4日である。展示の充実には創意工夫をし、より充実をしていく。今年度の入館者数の増加理由は「斉藤清展」の開催が大きな要因である。展示室の貸出については今後美術館運営委員会に意見を聞いていく。美術館の位置づけについては、今後も市民に親しまれる美術館として、市内の芸術家の発

表の場としてなど活用する。生涯学習の振興を図る拠点となるよう一層努力する、と答弁させていただきました。

3回目といたしまして、現在の基金で所有している美術作品の点数と一番古い取得年度について質問がございまして、教育長から、総数は72点で、一番古いものについては平成12年度であると答弁したところでございます。

以上が、社会教育部関係の一般質問でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

【委員】 社会教育部長のご説明の津雲邸のところで、2回ほど底地と聞こえておりましたけれども、底地と言われてはいますか、敷地ですか。

【社会教育部長】 建物の下は敷地でございます。借りているところもございまして、津雲邸全部を底地というふうに表現しております。ですから、庭園ですとかほかのところを入れて、津雲邸一体のものについては底地という形で、今建物が建っているところの下は敷地でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 通学路等における交通安全指導報償金交付要綱の廃止について(総務課)

【委員長】 続いて報告事項2、通学路等における交通安全指導報償金交付要綱の廃止について説明願います。

【総務課長】 それでは、報告資料2をご覧くださいと思います。

通学路等における交通安全指導報償金交付要綱の廃止についてでございますが、これにつきましては、いわゆる児童の通学の際にPTAの方々がほぼ通年、交通安全指導として通学路に立って、児童の事故防止にボランティアとして参加をしていただいております。第二小学校と第七小学校のPTAの方々がほぼ通年やっていたというところで、お礼を込めて、今までこの交付要綱に基づきまして、2つのPTAに報償金を交付しておりました。ところが、昨今、「子ども安全ボランティア」の発足とか、地域における方々のボランティアによる児童への見守り、あるいは交通安全指導等、かなりいろいろなところでの取り組みが行われてまいりました。また、青梅市の行政評価の中でも、この報償金の見直しという視点が指摘されておる中で、事業として先駆的な取り組みに対しての報償という形で始めた制度でございまして、すでにいろいろな地域でそれぞれがボランティアによる取り組みが行われている中では、もう先駆的な取り組みに対する報償金としての制度の目的は達したという判断のもとに、20年4月1日をもって、この交付要綱の報償金の支給については廃止をしていこうということで、今回廃止のご報告をさせていただくものでございます。

なお、20年度当初予算につきましては、この報償金はもうすでに予算計上はされておりません。また、第二小学校、第七小学校のPTAの方々とのお話し合いを済ませておりまして、両団体の方からもご了解をいただいているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 雇用対策法の改正に伴う募集・採用時の年齢制限の廃止について(中央図書館管理課)

【委員長】 続きまして報告事項3、雇用対策法の改正に伴う募集・採用時の年齢制限の廃止について説明願います。

【中央図書館管理課長】 これにつきましては、体育館あるいは市民会館とも同じ内容ですので、図書館の方で説明させていただきます。

雇用対策法の改正に伴う募集・採用時の年齢制限の廃止ということでございます。これにつきましては、改正の理由にございますけれども、雇用対策法が改正(平成19年10月1日施行)され、原則として労働者の募集・採用の際の年齢制限が禁止されましたので、それに伴って要綱の一部を改正するという内容でございます。

教育委員会に関係するところの要綱の改正ということで、まず青梅市図書館嘱託職員取扱要綱、青梅市総合体育館嘱託職員取扱要綱、青梅市民会館嘱託職員取扱要綱ということでございます。

内容につきましては、2にありますけれども、図書館嘱託職員につきましては65歳未満の者、総合体育館の嘱託職員については年齢62歳以下の者、市民会館嘱託職員につきましては同じく年齢62歳以下の者という制限がございましたので、ここを廃止するという内容です。

実施期日は平成20年4月1日ということでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市立学校施設のあり方検討委員会検討報告について(施設課)

【委員長】 続きまして報告事項4、青梅市立学校施設のあり方検討委員会検討報告について説明願います。

【施設課長】 それでは、報告資料4をご覧いただきたいと思います。

この報告書につきましては、昨年6月15日に青梅市立学校施設のあり方検討委員会を設置して、第二小学校校舎の改築を視野に入れた今後の小学校施設のあり方について検討してまいりました。その結果としての報告書でございます。

初めに、報告書の後半部分にあります参考資料の2ページに、検討委員会設置要綱がございますので、お開きいただきたいと思います。この要綱の1項、2項に設置の目的と所掌事項が明記されておりまして、3項に組織につきまして記載されておりますが、1枚おめくりいただきますと、5ページに委員名簿がございます。また、その前の4ページには検討委員会の検討経過が記載されております。検討委員会につきましては6回開催いたしまして、またその中間で2回の部会、それと10月には先進校の視察を行いました。

それでは初めに戻りまして、表紙の次の目次をご覧くださいと思います。この報告書は第1章から第3章までの構成になっております。検討委員会では、第1章「青梅市における新しい学校づくり」、第2章「青梅市立小学校のこれからの施設のあり方について」、第3章「施設整備の方針と進め方」をテーマにいたしまして、それぞれの内容について検討を進めてまいりました。

第1章と第2章の検討内容を概念図にまとめたものが17ページにございますので、ご覧くださいと思います。

まず、基本的事項といたしまして、上段の左側の部分が、青梅市教育推進プランにおける4本の柱でございます。そして、その右側に検討委員会というのがございまして、検討過程におきましてはアンケート調査の実施、結果分析等を行っております。それらから引き出されまして小学校施設整備の主要課題、そしてその下に小学校施設整備の5つの基本方針がまとめられております。

アンケート結果につきましては、4ページをご覧くださいと存じます。学校施設を建築する際に特に大切にしたい項目について、教職員、保護者、市民の3者のまとめた結果の上位のものを申し上げますと、第1位が語らいの場や明るく快適なトイレなどの環境整備、第2位が防災・防犯に優れた施設の整備、第3位と第4位が児童の自主性や特色ある教育活動を進めるための多目的教室や図書室の整備・充実、そういったものが上位に挙がっておりました。

検討報告書の結論といたしましては、20ページの次に「おわりに」というのがございます。そこで集約をしております。

内容につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思いますが、この報告書の内容につきまして、今後第二小学校の改築基本計画に十分反映されますよう、現在、基本計画のとりまとめをしているところであります。

大変雑駁でございますが、小学校施設のあり方検討報告書の説明を終わらせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 短期間の中で大変よくまとめられたなと思います。内容的には、予測されたといえますか、私なりに予測したものと共通しておりましたけれども、4ページを見てほしいのですが、アンケートに対する回答率の低さが気になりました。何故このような数字になるのかと、特に教職員がこんなことでは困るなというふうに感じました。やはり自分たちの職場の環境に対して改善を図るといふか、理想的な教育環境をつくり上げていくという意識がないのではないかと、もっと青梅市の教育のために意見がでてほしいのではと感じました。

【委員長】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 諸報告

(1) 委員会等会議録

- ア 給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)
- イ 社会教育委員会会議録(社会教育課)
- ウ 青梅市美術館運営委員会会議録(美術館管理課)
- エ 青梅市スポーツ振興審議会会議録(体育課)
- オ 青梅市民会館運営審議会会議録(青梅市民センター)
- カ 市民センター運営委員会会議録

(2) 事業等実施結果

- ア 第6回親子ふれあい綱引き大会の実施結果について(社会教育課)
- イ 第42回青梅マラソン大会の実施結果について(体育課)
- ウ 第27回青梅市ファミリーゴルフ大会の実施結果について(体育課)

【委員長】 続きまして報告事項5、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 学校体育施設等の使用料有料化について(答申)[追加報告]

【委員長】 次に、ここで、報告事項が1件追加されるとのことです。つきましては、報告事項6として、学校体育施設等の使用料有料化について(答申)を追加いたします。説明をお願いいたします。

【体育課長】 追加で大変恐縮でございます。スポーツ振興審議会が3月24日に開催した関係上、資料が今日の配付になりましたことをお詫びいたします。

報告資料6をお目通しいただきたいと思っております。

1月22日にスポーツ振興審議会あて諮問を行い、協議をしていただきました。3月24日におきましては、そのとりまとめの協議を行い、当日皆様のご了解をいただいた上で、教育長の方に答申書をいただいたところでございます。

なお、今後の取り扱いにつきましては、体育施設の料金の見直し、また屋内体育施設の有料化等の内容を精査した上で、市議会、教育委員会にお諮りすることになる予定でございます。

内容につきましては、下から6行目「このようなことから、厳しい学校予算、利用者の意識向上、受益者負担の原則を勘案し、学校体育施設等の使用料有料化を図るべきであると判断いたします」ということでございます。他施設の利用、一般体育施設や市民センター体育使用との均衡ということでご意見がございましたので、つけ加えさせていただいております。

以上、ご報告いたします。

【委員長】 よろしいですか。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

その他

【委員長】 その他、何かございますか。

【社会教育部長】 大変恐縮でございますけれども、追加で口頭でございますが、6月の教育委員会で東青梅剣道教室での事故等がご報告されましたので、経過につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

【東青梅市民センター所長】 平成19年度第6回青梅市教育委員会定例会の諸報告の中で、口頭で報告させていただきました東青梅市民センターの剣道教室中での事故の経緯とその結果についてご報告させていただきます。

これは、入院治療の結果、けがの治療が終わりまして、昨年11月19日に退院いたしました。それに伴いまして、青梅市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と公民館総合補償制度の手続をしたところ、保険金等が決定し、2月19日にすべての入金完了となりました。ここにご報告させていただきます。

なお、診断書によりますと、症状名は頸椎損傷、その他と書いてございます。現在はもちろん腫れはあるものの、リハビリを兼ねての散歩とか、車の運転もできるまでに回復されております。

以上、報告させていただきます。

【委員長】 よろしいですか。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成20年度青梅市教育委員会施策の概要について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

平成20年度青梅市教育委員会施策の概要について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、協議資料1「平成20年度青梅市教育委員会の教育施策の概要」、かなり厚いものですが、ご覧いただきたいと思っております。これは、先般の教育委員会で青梅市教育委員会の基本方針につきましてご協議いただき、ご決定を賜りましたが、昨日市議会が終わりまして、予算も議決されたところでございます。概要を申し上げますと、20年度の教育委員会で所管している事業を、それぞれ5つの基本方針のもとに体系図として整理をいたしました。

個別にご説明いたしますとかなり時間もかかります。32ページ以降は20年度の拡充事業、あるいは新規事業をそれぞれ個別に説明をした個表がついてございまして、事業数もかなり大きくなっております。昨年も同様に作成してお配りしておりますけれども、今年度から教育推進プランが正式に始まったことによりまして、基本方針の下に事業が推進プランの柱の何に当たるかという表記をさせていただきました。それから、提言の内容についてもあわせて表記をさせていただきました。基本方針と推進プランとの事業の位置づけを明らかにさせていただくような表記にさせていただきました。

また下段に、区分として、本年度・前年度・比較増減として、予算・決算を記入する欄を設け

させていただきます。これはこれからの検討事項となるわけですが、教育委員会活動の点検評価、それから議会への報告等、そういうものが求められている中で、各年度の予算と決算を結びつけることによって、その点検評価の際の資料として活用できるような形をとりたいと思ひまして、予算と決算を入れるような形でさせていただきました。昨年度と比較すると、変更した点はそういうところになります。

それぞれ各事業、拡充あるいは新規事業については個表をつけさせていただきますので、大変恐縮でございますが、後ほどお目通しをいただければというふうに思ひます。

なお、これから製本にかかります。きちんとしたものができた段階で、また改めてお配りをさせていただきますけれども、多少の文言の修正等もございますので、それを整理して印刷会社の方に発注しているところでございます。

中身の説明については省かせていただきましたけれども、先般お認めいただいた基本方針にもとづく事業の体系図ということでご理解いただければと思ひます。

以上、よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

下にそれぞれ予算額、決算額という欄を入れていただきました。特に決算額が入っているというのは大変いいことですが、横棒が入っているのは前年度と同じという意味ですか。

【総務課長】 説明が不足しておりまして、申しわけありません。横棒につきましては、予算額的には、例えば都の基本研修ですと市ではお金がかかりませんので、そういう意味で予算額がない、いわゆる費用のかからない事業という意味でございます。空欄の場合は、まだ金額が確定していないということです。

【委員長】 事業は行うけれども、青梅市としての予算は計上しなくて済むと、こういうことですね。

大変多くの事業を、実際に事務局の方で考えてやっていただく、大変ありがたいと思ひます。これは意見ですが、往々にして事務量が年々上積みされてふえてくるという傾向は、どここの行政でもあるようです。従前の事務や事業がなくならないで、事務量だけがどんどん積み重なってくると、これをよく指摘されていることでもあるのですが、例えばある事業を中止してほかのものに変えるとか、そういう視点で見えていくことも大切だと思ひます。

【総務課長】 確かに委員長がおっしゃるとおりでございますが、青梅市の予算編成方針におきましても、いわゆる事務事業は、当然スクラップ・アンド・ビルドという視点で事業を見直しなさいという指示がございます。また、教育委員会の予算編成の方針というの、11月に定めて周知しているところでございますけれども、その中でもいわゆる特定財源の確保、あるいは事業の見直し、そういう視点で予算編成をして事業の見直しをしていきなさいという指示はさせていただきます。また、先ほど報償金の要綱の廃止のところでも申し上げましたけれども、いわゆる行政評価の中でも事務事業の見直しで、例えば継続や廃止などの視点で、およそ170事業を見直ししながら、予算編成をそれぞれの部署で行っております。それと、青梅市においても

財源不足という部分はかなり厳しいところがあるので、枠配分方式というのが採用されておりまして、一般財源は年々厳しく査定されて下がっています。そういう中では、ある程度の事務事業の見直しをしていかないと、予算の編成も成り立たないという、現実の部分でもそういうものがあるのが実情です。

【委員長】 私が一つ申し上げたのは、例えば橋をつくるというのは、橋ができてしまえば、あとは維持だけで事業は終了します。教育というのは、どうしてもある事業を始めると建物を建てるように、これで終わりということがなかなか教育の面では決断がつかない部分があります。そうすると、ずるずると慣例に従ってしまいがちですので、やはり評価をしてよりよいものを造り上げてほしいと思います。

ほかにございますか。

【委員】 大変細かいことを申し上げるようですが、15ページの健康・体力づくりの推進のところ、学力をつけるということと、生涯にわたり健康である子どもたちを育てるというのは大きな柱だと思います。中学校の研究発表会というのに出させていただいたときの印象ですけど、体力づくりは運動部活動による体力向上が図られているということが強調されておりましたが、そのときに、それでいいのかなという思いがしたんです。というのは、学習指導要領の改訂となっていますけれども、いつのときでも体育の授業というのは非常に重視されて減らされない傾向にあって、その中で体力づくりとか健康づくりを求めてきているのだなということはずっと思ってきました。そういう意味では、こういう施策にはなかなかあらわれにくいですが、学校の中では体育の授業、保健体育の授業というのは大事にされなければいけないのではないかなというふうに思います。部活、部活というのがあまり先行するのはいかがなものかなという感じを持ちました。

以上です。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

協議事項ですので、お諮りいたします。

平成20年度青梅市教育委員会施策の概要について、を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成20年度青梅市教育委員会施策の概要について、は承認されました。

2 青梅市教育委員会公印規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。

青梅市教育委員会公印規則の一部改正について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、協議資料2をお開き願いたいと思います。

青梅市教育委員会公印規則の一部改正についてでございますが、まず1として改正の理由でございます。学校教育法の改正によりまして、平成20年4月1日から学校に置くことができる職

として新たに副校長の職が設けられ、青梅市立学校の管理運営に関する規則における教頭を学校教育法上の副校長に改めることに伴いまして、青梅市立学校副校長印を整備する必要が生じたので、本規則の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、青梅市立学校副校長印を新設することでございます。

なお、副校長印につきましては、各学校に配付するのではなく、共通印として教育委員会が一つ作成して、総務課の方で管理をさせていただきまして、学校で使用する場合は公印省略という形で使用するという形にさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表でございます。第4条の(2)の最後に、「青梅市立学校職務代理者印および青梅市立学校副校長印」という定めをいたしました。

また1枚おめくりいただきまして、別表1として「青梅市立学校副校長印」つげのものをつくる予定でございます。その下に別表2として印影を定めてございます。

施行期日につきましては、平成20年4月1日実施といたしたいと考えております。

以上、よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それではお諮りいたします。

協議事項2、青梅市教育委員会公印規則の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会公印規則の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、協議資料3をお目通しいただきたいと思っております。青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則要綱でございます。

改正の理由でございます。学校教育法の改正により、平成20年4月1日から学校に置くことのできる職として新たに副校長等が設けられたこと、および新たに学校評価が規定されたことに伴いまして、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正が行われております。その一部改正にあわせて、本規則を改正しようとするものであります。

2として、改正の内容でございます。(1)として、これまで「副校長」と称していた「教頭」に替えて、学校教育法上の「副校長」を置き、その職務等を次のように定める。(第7条関係)ア 学校に副校長を置く。イ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、および校務を整理する。ウ 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、および必要に応じ児童または生徒の教育をつかさどる。エ 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部と

し、その範囲は教育委員会が別に定める。このところで副校長印が必要になるということでございます。

(2) 教諭をもって充てている「主幹」(都独自制度)に替えて、学校教育法上の「主幹教諭」を置き、その職務等を次のように定める。ア 学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。イ 主幹教諭は校長および副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童または生徒の教育をつかさどる。ウ 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(事務職員等を除く)を監督する。エ 主幹教諭の担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準にもとづき、校長が決定する。オ 校長は、前記エの規定にもとづき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。カ 学校の実情に照らし、必要があると認めるときは、校長および副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童または生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(3) 次の区分により学校に置くこととされている主任について、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときはこれを置かないことができることとする。

(4) として学校評価でございますけれども、ア 校長は、毎年度、学校経営計画を策定するとともに、教育活動その他の学校運営の状況等について、自己評価を実施するものとする。イ 校長は、前記アの評価を踏まえた当該学校の保護者および関係者等による学校関係者評価を実施するものとする。ウ 校長は、前記アおよびイの評価を行ったときは、その結果を公表するとともに委員会に報告しなければならない。エ その他、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

という形で新たに学校教育法の改正により副校長が制度化されたこと、それから主幹教諭というものが都独自制度から移行する。あと、学校評価が定められたことを、管理運営規則の方に反映させるための改正を、今回お諮りしているものでございます。

一番下に、参考といたしまして、規則改正後の職と学校教育法上の職との対比という表があります。先般、統括校長あるいは主任教諭のところでも表としてご覧いただいたかとは思いますが、表の右の欄でございますが、改正学校教育法上の職としては、校長、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教諭という形になってございます。市立学校における職といたしましては、統括校長、校長、副校長、東京都について教頭は置かないですべて副校長ということになりますので、その下に主幹教諭が新設され、さらに主任教諭、教諭と、こういう形の職階になるということでございます。

なお、統括校長と主任教諭につきましては、平成21年度の任用の開始を予定しておりますので、20年度中の配置はないということでございます。

次が新旧対照表でございます。実は19年8月31日に教育委員会規則(5号)として、統括校長と主任教諭を定めるときに、一部改正をさせていただいております。この一部改正の施行が4月1日でございます。この副校長等の改正も施行が4月1日を予定しておりますので、大変煩雑になってまいりまして、この一部改正の規則の一部を改正する。その改正で足りない部分は本

則の方を改正するという二つがかりの改正になりますので、少しわかりにくくて恐縮ですが、新旧対照表の方はこういう3段構えの対応をさせていただいております。

例えば目次のところで申し上げますと、19年8月31日の一部改正では、その他のところでは23条・24条というふうに改めさせていただきましたけれども、それをさらに今回の改正では23条-25条というふうに直させていただきました。

また、このページの一番下の第5条のところでは、参照条文で「第48条および同条を準用する施行規則第55条の規定」というふうに改めさせていただいたものを、「63条および同条を準用する施行規則第79条」と、さらに追加で改めさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、真ん中の統括校長、6条のところでございますが、6条の2として、前回の改定では統括校長を第6条の2で、「学校に、委員会が別に定める基準にもとづき、(略)統括校長を置くことができる」という定めをさせていただきました。それはそのまま置いておきまして、その下に今度、副校長という規定を新たに設けさせていただきます。

このような形で、かなり煩雑な整理となりますので、新旧対照表の方はお目通しいただきまして、改正の中身といたしましては、今回の改正につきましては副校長を置くということでその職を定めるということと、今まで主幹とした都の独自制度を学校教育法上の主幹教諭というものに改める。それから、学校評価について規定を加える。この3点について、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするものでございます。

以上、よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。大変複雑なので、条文整理については専門家にお任せすることにしまして、中身の骨子をここで議論したら良いかと思えます。

学校教育法が改正される以前に、東京都が先行的に実施している部分がありました。その後から学校教育法が改正された。都が先行実施しているのと名前が似ているものが出てきたので、むしろできるだけ公平に、あわせた名前に都もそろえた、青梅市もそろえた、ということですね。副校長は、学校教育法上の副校長ですから、今までは教頭を副校長と称すると言っていたのが、法的な意味で副校長となったというのが第1点。それから、主幹と言っていたのが、学校教育法で主幹教諭というほぼ同等の内容のものができましたので、学校教育法上の主幹教諭に直すということです。学校教育法上の指導教諭はまだつかわれていませんか。

【指導室長】 指導教諭につきましては、東京都の方も検討しているところでありまして、全都的にまだ入っておりません。入る予定についてもございません。

【委員長】 わかりました。各委員いかがでしょうか。

【委員】 法的に決められた主任とは別に、青梅市なりに独自に主任を設けているというのはありますか。例えば、中学校にも研究主任を置きなさいとか、ありましたら教えてください。

【指導室長】 主任でいえば、例えば中学校の場合にはどの学校においても研究主任を置いてございます。

【委員長】 必置主任の位置づけは教諭ですか。

【指導室長】 必置主任、ここが少し複雑でございますけれども、主幹教諭が例えば教務主任の役割を担う場合には、教務主任がこれから置かれないこととなります。当然、教務を担当する主幹教諭は教務主任の仕事をするので、もうほかに教務主任というのは置かないという形です。ところが、それがいない場合には、普通の一般の教諭が教務主任を担うという形もあります。

【委員】 改正学校教育法では副校長と教頭を併置できるわけですね。副校長と教頭は、学校教育法ではどうつながりますか。

【指導室長】 改正学校教育法ですと、従来校長があって、その下に教頭がいたわけですがけれども、その間に副校長というのが入る形で、副校長は校長から権限を一部委任される、そういうような位置づけです。校長がいて教頭がいて、その間、教頭よりも上位の概念で副校長という位置づけとなりました。東京都の場合、また青梅市の場合も、教頭を置かないで、校長から一部委任を受けた副校長にすべてしてしまう。そういった場合には教頭を置かないことができるという要綱がございますので、すべて教頭をなくして副校長にするという形になります。

【委員長】 権限を一部移譲するために、逆に言えば、先ほどの公印が必要になってくるということになると思います。

【委員】 この右の表と左の表と比較しての質問ですが、改正学校教育法上の職と市立学校における職という表がありますね。前、右側の指導教諭について議論いたしたと思いますが、青梅市においてはこの指導教諭という新設される立場のものについては置かないということでしょうか。

【指導室長】 指導教諭に関しましては、以前、説明したときに、この辺についてはまだなかなか難しい内容で、東京都の方もこれについてはすぐ置かないということでもございました。そういったしますと、今、横棒が引いてありますのは、学校教育法上には指導教諭というのが今度新設されましたが、今回の規則改正ではまだ指導教諭というのは置かれませんという意味で、いずれ全都的にこの指導教諭の扱いについて規定が統一された中であって、また規則改正をさせていただくことになると思います。今回の改正では、指導教諭がまだ全都的に研究不足ですので、これは置きませんということでもございます。主任教諭の方は、あくまでも教諭の中のある程度力のあるベテラン層に当たるといったことなので、また指導教諭とは違う形になります。別のものでもございます。あくまでも統括校長と主任教諭というのは、東京都独自の考え方でございます。

【委員長】 よろしいですか。

それではお諮りいたします。

協議事項3、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。

青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、協議資料4をお目通しいただきたいと思います。青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてでございます。

改正の理由は、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正により教頭に替えて副校長が設置されることに伴い、決定事案に関する規定の整備を行うため、本規程の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、(1)本規程において、決定手続等を定める事務の範囲に「副校長の権限に属する事務」を加える。(2)決定権者および審査者の規定中「教頭」を「副校長」に改める。(3)決定事案の規定中「教頭」を「副校長」に、「主幹」を「主幹教諭」に改める。(4)その他、所要の規定を整備しようとするものであります。

施行期日については、平成20年4月1日でございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表を添付してございますので、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

最初に、「および副校長の権限に属する事務」というのが赤くなっておりますが、これが(1)の決定手続等を定める規定の中に「副校長の権限に属する事務」を加えるということの改正でございます。

そのほか、2条につきましては、「教頭」という言葉を「副校長」に読み替えてございます。

以降、2ページ目につきましても、赤でお示ししてございますように、「教頭」を「副校長」に読み替えるための手続でございます。

3ページ目の頭のところで2には「主幹」という言葉も出てまいりますので、これは「副校長」「主幹教諭」という言葉に読み替える規定でございます。

さらにおめくりいただきますと、別表があります。以前は、校長・教頭・起案者・備考とございましたけれども、ここは校長・副校長・起案者・備考という形で、教頭を副校長に読み替えるものでございます。

特に権限につきましては、従来事案決定規程で定めている校長の決定権、教頭の決定権が副校長というふうにかかりますけれども、決定権の移行については、この段階ではございません。

その中に、それぞれの業務が書いてございますが、その教頭の文言をすべて副校長に改める形でございます。新旧対照表の最後の注で、教員という位置づけがございますが、「教育職員・教頭が起案および事務処理を行う案件」というところも、当然のように「副校長」。注2では、「教諭、養護教諭」という区分がございましたけれども、ここも「主幹教諭、主任教諭、主任養護教諭」という新たな職の設置がございましたので、置き替えるものでございます。

今回の改定につきましては、先ほどの学校の管理運営に関する規則の改正に伴いまして、事案

決定を改めようとするものでございます。

以上、よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それではお諮りいたします。

協議事項4、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。

青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、説明をお願いします。

【指導室長】 協議資料の5につきましても、協議資料2から続いております副校長の新設と関係することでございます。協議資料の5をご覧くださいと存じます。

改正の理由につきまして、3行書いてございますが、その下の改正の内容で、(1)委任の対象に副校長を追加する。(2)校長に委任する事項の一部を次のように改める、とございます。これまで教育長から校長に委任していた事務が、さらに今度、副校長に委任をされるという形になります。

大変恐縮ですが、先ほどの協議資料3の2の改正の内容(1)のEに、「副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は教育委員会が別に定める」という条項がございます。先ほどご協議いただいたこの7条関係ですけれども、「別に定める」というのが、これからご説明いたします協議資料5のところなんです。実際に具体的に何を副校長がつかさどる校務となるかと申しますと、教職員の服務に関する事で、このことに関して、最終的に今までも教頭と言われて、先ほど総務課長から説明がありました にはなっております。ただ、あくまでも学校内における事案決定規程というのは対外的なものですので、今度は副校長がみずからの権限で対外的にも自分がこれを決定しましたという形で、責任を持って最終決定者になることとなります。その内容が、この服務に関する事ということです。

1枚おめくりいただいて、新旧対照表ですけれども、左側の改正後の(1)赤の校長に委任する事項、アからサまでありますが、これは文言の整理でございます。校長が教職員のすべてのところが抜けて、副校長が出てきます。2枚目のところは大きな改正点で、(2)副校長に委任する事項で、アからキまであります。教職員の服務に関する事でございます。これが、今までも対外的には教頭の決裁だったわけですけれども、これが完全に対外的にも副校長として決定

し、対外的に文書を出す場合には副校長の名前で文書が出せることとなります。そして、対外的に文書を出す場合には公印が必要となりますので、先ほど総務課長からありましたように、一つの公印が教育委員会の総務課で管理するといった形になります。これで、副校長の権限が強く移譲された。その内容につきましては、教職員の服務に関することです。そして、協議資料5につきましては、その具体的な改正点の内容でございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 確認ですけれども、副校長の権限が増したというふうを受けとめられますけれども、副校長が決定権者になったものについて、副校長の公印をもって処理したものに不都合があった場合、校長の立場というのはどのようになりますか。

【指導室長】 ある程度文言訂正できるものと、副校長の方での訂正がきくと思いますが、明らかに内容的にかしがあった場合には、校内での位置関係としては副校長の上に校長がおりますので、校長が管理責任を問われることになると思います。しかし、あくまでも決裁といいますが、最終の責任者は副校長でございますので、まず副校長の段階での責任の所在が明らかにされるというふうに思います。非常に大きな内容のかし、これがあった場合には、その学校での校長の責任もあると思いますが、そこまで副校長に責任を持たせる、そこに意味があるのではないかと考えています。

【委員長】 よろしいですか。

それではお諮りいたします。

協議事項5、青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、は承認されました。

6 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項6を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 協議資料6をご覧いただきたいと思います。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則ということでございまして、改正の理由は、従前ご説明申し上げます「教頭」に替えて「副校長」を設置することに伴いまして、改正の内容でございますが、青梅市立学校施設の開放に関する規則(様式第4号)に使用報告書という様式がございます。その決裁欄に「教頭」という文言が使われておりますので、それを「副校長」に読み替えるという、文言の読み替えに関する改正で

ございます。特に新旧対照表等は省略をさせていただいております、決裁欄の「教頭」の文言を「副校長」に読み替えるという規定でございます。

これも施行期日については平成20年4月1日でございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それではお諮りいたします。

協議事項6、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備について、は承認されました。

7 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項7を議題といたします。

青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

【指導室長】 協議事項7を説明させていただきます。これにつきましては、ただいまずっと続いてきました副校長に関する学校教育法の関係とは違う協議内容でございます。

改正の理由を読ませていただきます。「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則および学校職員の給与に関する条例施行規則が改正されたこと等に伴い、様式等について所要の規定の整備を行うため、本規則の一部を改正しようとするものである」ということでございます。

最後にお付けしている旧様式、一つ前に新しい様式があります。職務専念義務免除の申請と給与減額免除申請というのが、東京都どの地区でも最後にあるような形でした。ところが、旧様式を見ていただきますと、大変雑な形式でございまして、右側に本人印、左側に校長印というのがありますが、その1枚前にあるように、事前に承認印をもらい、審議をもらい、そして出勤簿の整理印をもらい、事務においても確認と、ここまできちんとやっていかなければいけない。本来は、この職務専念義務を使い、そして給与の減額を免除されるにおいては、きちんとした様式が必要であったわけです。幸い青梅市においては事故がありませんでしたが、東京都において非常にこの形式が雑な点について、監査において指摘を受ける、場合によっては服務事項につながるような形式がたくさん見られたことを受けまして、東京都の方で「職務専念義務免除申請兼給与減額免除申請簿」といった形をつくりまして整理する。そして、各区市町村教育委員会においても同じような形で、この服務について厳正を図られたいという通知がございました。それにあわせて、今回、本市におきましても、この職務専念義務免除と給与減額免除について1枚の様式にし、厳正に決裁をとりながら進めていこうというものでございます。

上から2枚目には新旧対照表がございます。この様式について、申請簿によるものです、ということがつけ加えられたものでございます。今回、様式を整えて、厳正に行われるための様式変更でございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

具体的には、いわゆる職免と給与の減免申請とのズレが出てきたということですかね。

【指導室長】 時間的なズレが出てきて、そうしますと必ずいい加減になりまして、申請漏れということがあります。申請されて認められますと、実は給与が減免されない。そういった事案が数多く出てきておりましたので、それを防ぐための改正でございます。青梅市ではなく東京都の中での事例でございます。

【委員長】 1枚になっていれば同時に処理することができるから、そこはないだろうと、そういうことですね。

【委員】 細かいことをお聞きして申しわけないですが、旧様式は簡単な記載の仕方になっていきますね。校長の印があって、本人の印があればよろしいというようなことじゃないかなと、素人目ではそのように見えました。今度は、取扱者等の認証が多いような気がしますね。承認と審議と出勤簿整理、これは提出者の内容を審議するための審議と解釈してよろしいのでしょうか。また、その審議する者がだれかということ、教えていただきたいと思います。

【指導室長】 審議につきましては、副校長が当たることになります。

【委員長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。

協議事項7、青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正について、は承認されました。

8 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項8を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、教頭の方に話を戻させていただきます。規則、規定、要綱と、それぞれに一括でやらせていただいておりますので、順番が行ったり来たりするような形になりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備についてでございます。

改正の理由は、先ほど来ご説明申し上げております「教頭」に替えて学校教育法上の「副校長」を設置することに伴いまして、関係する規程の文言を改めようとするものでございます。

2の改正の内容および改正規程でございますが、次に掲げる規程の規定中「教頭」を「副校長」に改めるものでございまして、関係規程でございますが、青梅市教育委員会事案決定規程、青梅市教育委員会職員被服貸与規程、青梅市立学校文書管理規程、青梅市公立学校職員出勤簿整理規程、青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程、この規程につきまして「教頭」の文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成20年4月1日でございます。

文言の訂正のみでございますので、新旧対照表は省略させていただきます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

では、お諮りいたします。

協議事項8、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、は承認されました。

9 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項9を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備についてでございます。

改正の理由は、「教頭」に替えて学校教育法上の「副校長」を設置することを目的として、青梅市立学校の管理運営に関する規則が改められたことに伴い、関係要綱について規定の整備を行おうとするものであります。

改正の内容および改正要綱でございますが、次に掲げる要綱の規定中「教頭」を「副校長」に改めようとするものでございます。要綱といたしましては、青梅市立学校財務事務取扱要綱、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運営要綱、青梅市立中学校進路指導問題協議会設置要綱、青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱、青梅市適応指導教室(ふれあい学級)運営規程、この要綱について「教頭」という文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。要綱でございますので、議案として出てまいりません。このご協議で決定されますので、改正本文を添付させていただいておりまして、事務取扱要綱で

言えば、3項(2)および18項中「教頭」を「副校長」に改める。あるいは児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度運営要綱の一部改正につきましては、7項(1)および18項中「教頭」を「副校長」に改めるという形で、それぞれの要綱の改正本文を添付させていただきました。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。これは要綱ですので、ここで最終決定となるようです。よろしいですか。

それではお諮りいたします。

協議事項9、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係要綱の整備について、は承認されました。

10 青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱の制定について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項10を議題といたします。

青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱の制定について、説明をお願いします。

【教育指導担当主幹】 それでは、協議資料10をもとに説明させていただきます。青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱でございます。

まず、この要綱の制定の目的でございます。1番でございます青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統芸能を継承している児童・生徒を表彰することについて必要な事項を定めることを目的とする、としてございます。

この表彰制度そのものを制定する背景でございますが、1点目が青梅市教育推進プランにおける提言「青梅の伝統文化を生かした教育活動の推進」を具現化すること。もう一つが教育基本法の改正、学習指導要領の改定等がある中で、伝統や文化に関する教育の充実を図ること、この趣旨を具現化すること。また、市長と市民の懇談会等でも、地域の方から伝統文化の継承・発展についての声をいただいている。このあたりのことを背景といたしまして、表彰制度を制定したいと考えております。

要綱について先に進めさせていただきます。3番の表彰の対象は、青梅市在住または在学の小学校児童および中学校生徒とする。

4に、表彰の基準を示してございます。委員会の表彰は、次の各号のいずれかに該当し、学校における教育活動や啓発活動への活用が有益であると委員会が認める個人について行う、としまして、アからウの3つの部門について表彰すると定めてございます。このア、イ、ウ、それぞれ個人に対して表彰するわけでございますが、4番の学校における教育活動や啓発活動への活用が有益であると委員会が認める個人というのが、一つのポイントとなってございまして、実は個人

を表彰するだけでなく、学校の中でその子の活躍を広めていただき、その子の活動している姿を教育活動の中で取り上げていただいて、回りの子どもたち、同じ学校の子どもたちに広く啓発をしていく、ここがこの制度の一つのポイントになっているところでございます。

7項目、表彰候補者の推薦についてでございますが、ただいまの趣旨から、表彰候補者の推薦は学校長が行うこととしております。その上で審査会を開催いたしまして、表彰に該当するかどうかを審査し、表彰を定めていきたいというふうに思っております。

次のページには、実施要領について参考として示させていただいております。青梅市内の子どもたち、私立に在籍する児童・生徒も、青梅市内の伝統文化について継承・発展に貢献する活動を継続的に行っている場合には、表彰の対象にしたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

校長が推薦するとなっておりますから、校長先生が地域のそういう活動がある程度熟知していないと、漏れてしまうこととなりますので、学校に制度の趣旨をきちんと説明して、むしろ発掘していただければと思います。予算的には、限度が設けられていますか。

【教育指導担当主幹】 予算につきましては、報償金と、あとは消耗品費としまして5万円を用意しております。この制度は、学校教育の中でいかに取り組めるか、そこも含めての表彰としたいと思っておりますので、数としてはその範囲内というふうに考えております。

【委員長】 よろしいですか。

それではお諮りいたします。

協議事項10、青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱の制定について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱の制定について、は承認されました。

11 青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の制定について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項11を議題といたします。

青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

【給食センター所長】 協議資料11にもとづきまして、青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の内容につきましてご報告を申し上げます。

この運営に関する検討委員会につきましては、根ヶ布調理場の老朽化、少子化による児童・生徒の減少および小学校の改築に伴う自校方式の導入等により、今後の給食調理場の施設等、運営および調理体制等のあり方を検討すること等を目的としております。

まず第1項では、この検討委員会の趣旨の規定をしてございます。

第2項では、所掌事項に4項目を掲げてございます。(1)として両調理場の施設等運営に関

すること、(2)として両調理場の調理体制等に関すること、(3)として学校給食費の徴収方法に関すること、(4)その他学校給食の運営に関し必要な事項に関することとさせていただきます。

次に、3項の委員会の組織でございますが、小・中学校長2人、小・中学校PTAの代表2人、学校運営連絡協議会委員の代表2人、および関係部課長等7名、合計13名で構成されております。

4項、5項は飛ばしまして、第6項では、教育長に対する経過報告および最終結果の報告について規定をさせていただきます。

第7項では、本委員会の庶務を学校教育部給食センターとすることを規定しております。

また、本要綱の実施期日につきましては平成20年4月1日とし、廃止日につきましては最終検討結果の報告日の翌日としております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

協議事項11、青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の制定について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食の運営に関する検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

12 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項12を議題といたします。

青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について、説明をお願いします。

【給食センター所長】 お手元にご配布してございます協議資料11にもとづきまして、青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

改正の理由でございます。雇用対策法が改正され、労働者の募集および採用にかかる年齢制限が原則禁止となったことに伴いまして、学校給食配ぜん員を採用する場合における資格要件を改めるとともに、青梅市職員退職手当支給条例の改正にあわせて、平成20年1月から3月までに定年等により退職する配ぜん員の退職金について、支給基礎となる賃金月額の特例を定めるため、本要綱の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正の内容でございます。2つございます。配ぜん員の資格要件の改正でございます。選考試験の実施年度における年齢要件を従来の「年齢30歳以上45歳未満の者」という規定がございました。それを「年齢60歳未満の者」に改めるものでございます。

2つ目といたしまして、退職金の支給基礎となる賃金月額の特例についてでございます。平成20年1月1日から同年3月31日までに退職した者の退職手当の計算の基礎となる賃金月額を、

平成20年1月1日改正前の賃金月額を適用するものであります。

実施期日につきましては、平成20年4月1日から実施をいたしまして、上段に記載してあります2(2)の規定は平成20年1月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

協議事項12、青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正について、は承認されました。

13 青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項13を議題といたします。

青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

【給食センター所長】 青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正につきまして、協議資料13にもとづきましてご説明をさせていただきます。

まず改正の理由でございますが、負担金の適正化に伴いまして、学校給食センター職員の検食分負担金を削除するため、本要綱の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございます。要綱の検食分の名称など、協議資料13の1から4番まで、所要の規定の整備を図るものでございます。

具体的に申し上げますと、新旧対照表ということで、右側に現行、左側に改正後というところの網かけの部分につきまして、削除および所要の規定の整備を図るものでございます。

実施期日につきましては、平成20年4月1日から実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

それでは、ないようですのでお諮りいたします。

協議事項13、青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校給食にかかる保存食・検食および展示食分原材料費負担金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

【委員長】 ここで、休憩の時間を取りたいと思います。15時40分から再開いたします。

～休憩～

【委員長】 それでは再開いたします。

【委員長】 ここで、会議時間についてお諮りいたします。

青梅市教育委員会の会議規則では、会議の時間が午前10時から午後4時までとなっております。会議の時間延長をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、このまま延長して会議を続けます。

日程第5 議案審議

議案第37号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第37号を議題といたします。

青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

【郷土博物館管理課長】 では、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第37号をご覧いただきたいと思います。

現在委嘱されています審議会の委員さんにつきましては、3月31日をもちまして、任期の満了を迎えます。青梅市文化財保護条例第41条の規定にもとづきまして、別紙の10名の方を全員再任し、委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、平成20年4月1日から平成22年3月31日まで、2年間でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第37号、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第37号、青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

追加議案

【委員長】 次に、先ほど、協議事項の2から8までが承認されたことに伴い、議案7件が追加

されるとのことです。

つきましては、本日の日程に、

議案第38号 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、

議案第39号 青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について、

議案第40号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、

議案第41号 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、

議案第42号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、

議案第43号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について、

議案第44号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、

を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第38号から第44号までの議案7件を追加し、議題といたします。

議案第38号 青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、第38号を議題といたします。

青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第38号をお開きいただきしたいと思います。

青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について。

学校教育委員会法の改正により、平成20年4月1日から学校に置くことのできる職として新たに副校長の職が設けられ、青梅市立学校の管理運営に関する規則における教頭を学校教育法上の副校長に改めることに伴い、青梅市立学校副校長印を整備する必要性が生じたので、本規則の一部を改正しようとするものでございます。

先ほどご協議いただいてご決定を賜りました公印規則の一部改正でございます。

1枚おめくりいただきますと、規則改正本文がでございます。つげ製の青梅市立副校長印を整備しようとするものでございます。

この規則は、平成20年4月1日から施行する予定でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第38号、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、原案どおり決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第38号、青梅市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第39号 青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、第39号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、次の議案第39号をお開きいただきたいと思います。

青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則についてでございます。

先ほどご協議をいただきご決定を賜りました青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部改正でございます。

学校教育法の改正により、副校長が設けられたこと、および新たに学校評価が規定されたことに伴い、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正にあわせて本規則を改正しようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、規則本文についてご説明申し上げます。

先ほど協議の中でご説明申し上げましたように、2点の改正がございます。青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正、これにつきましては8月31日に統括校長等の規定を設ける際にご協議、ご議決いただきました、一部を改正する規則の一部を改正するものでございます。2条といたしまして、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正。これは一部改正では補い切れない改正について新たに規則本文を改正しようとするものでございまして、内容につきましては、先ほどご協議の中でご説明申し上げましたけれども、副校長を置くこと、あるいは主幹教諭の設置、それから学校評価の規定、この主な3点を管理運営規則の中に規定をしようとするものでございます。

施行につきましては、この規則の第1条部分、一部を改正する規則につきましては公布の日から、第2条の規定につきましては平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第39号、青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第39号、青梅市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第40号 青梅市立学校事案決定規程の一部改正について

【委員長】 それでは、第40号を議題といたします。

青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

青梅市立学校事案決定規程の一部改正についてでございます。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正によりまして、教頭に替えて副校長が設置されることに伴い、決定事案に関する規定の整備を行うため、本規程の一部を改正しようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、青梅市立学校事案決定規程の一部改正でございますが、本則中の「教頭」を「副校長」に改め、「主幹」を「主幹教諭」に改める。また、第1条で、「権限に属する事務」の次に、「および副校長の権限に属する事務」を加える。それから、別表の青梅市立学校事案決定実施細目の表中の「教頭」を「副校長」に、「主幹」を「主幹教諭」に改めようとするものでございます。また、別表中の実施細目の表75の項、76の項、77の項中の「嘱託職員」の次に「非常勤教員」を加え、表注2の中「教育職員＝」の次に「主幹教諭、主任教諭、主任養護教諭、」を加えようとするものでございます。

この規程につきましては、平成20年4月1日からの施行でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。

それでは、これより採決いたします。

議案第40号、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第40号、青梅市立学校事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第41号 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について

【委員長】 それでは、第41号を議題といたします。

青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、議案第41号を説明させていただきます。

青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正についてでございますが、先ほどご協議いただきましたように、副校長の職ができて、教育長から委任されている一部の事務が副校長に移るということでございます。

1枚お開けいただきます。(2)副校長に委任する事項アから始まりまして、裏面キまでの7項目、第2条関係はその下にありますが、ちょうど中ほど下(2)副校長に委任する事項、これは市の職員に関するものですが、アからオの5項目、これにつきましては教育長から校長に、校長から副校長に委任されるという内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第41号、青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第41号、青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長に委任する規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

議案第42号 青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、第42号を議題といたします。

青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、議案第42号の説明をさせていただきます。

青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則でございます。

先ほどご協議いただき、ご決定いただきましたとおり、職務専念義務免除と給与減額免除、これについて様式の簡略化、また統一化を図るという内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第42号、青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第42号、青梅市公立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第43号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について

【委員長】 それでは、第43号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則についてでございます。

「教頭」に替えて学校教育法上の「副校長」を設置すること等を目的として青梅市立学校の管理運営に関する規則が改められたことに伴いまして、関係規則について規定の整備を行おうとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、青梅市立学校施設の開放に関する規則の一部を次のように改正する。様式第4号中の決裁欄、「教頭」という文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

平成20年4月1日からの施行予定でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

議案第43号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第43号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第44号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について

【委員長】 それでは、第44号を議題といたします。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備についてでございます。

「教頭」に替えて学校教育法上の「副校長」を設置すること等を目的として青梅市立学校の管理運営に関する規則が改められたことに伴いまして、関係規程について規定の整備を行おうとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、規則改正本文でございますが、第1条として青梅市教育委員会事案決定規程の一部を改正する文言の改正でございます。

第2条として、青梅市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正するもので、これは様式中の

文言の改正でございます。

第3条につきましては、青梅市立学校退職教職員の表彰等に関する規程の一部改正でございます。本文中の「教頭」の文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

第4条といたしまして、青梅市公立学校職員出勤簿整理規程の一部改正でございます。本文中の「教頭」を「副校長」に改めようとするものでございます。

第5条につきましては、青梅市立学校文書管理規程の一部改正でございます。本文中の「教頭」を「副校長」に改めるとともに、様式中の「教頭」の文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

最後に第6条でございますが、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正でございます。本文中の「教頭」の文言を「副校長」に改めようとするものでございます。

この規程につきましては、平成20年4月1日からの施行予定でございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。

それでは、これより採決いたします。

議案第44号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第44号、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う関係規程の整備について、は原案どおり可決されました。

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明申し上げます。4月2日でございますけれども、教職員の辞令伝達式が10時から、3階の研修室で予定されております。それに先立ちまして、9時半から、新補校長を教育委員の皆様方にご紹介する予定がございますので、9時半までにはお越しいただきたいと思っております。

それから、4月7日は入学式が予定されております。小学校は午前中、中学校は午後ということです。これにつきましては、4月1日付で正式に各委員方にご通知を申し上げますので、よろしくお願いたします。

それから、4月10日、教育施策連絡会、東京都の教育施策でございますけれども、2時から都庁5階の大会議室で予定されておりますので、また後ほど日程等、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、4月17日の定例会でございます。午後1時半から、この2階の会議室で予定をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

日程の方は以上でございます。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

午後4時10分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員